

はむら少年サッカークラブ規約

第1章	名称と事務局
第1条	本クラブは「はむら少年サッカークラブ」と称する。
第2条	本クラブの事務局は、その年度の部長宅に置く。
第2章	目的と事業および運営
第3条	本クラブはサッカー練習の全課程を通じ、健康な身体づくりと相互の明るい友情をはぐくみ、チームワークと自主性と社会性を涵養することを目的とする。(クラブは会員の主体性において運営する)
第4条	本クラブは前条の目的を達成するために次のような事業を行う。 (1)通常のトレーニング(審判講習も含む) (2)合宿などによる特別トレーニング (3)他地域、同種クラブとの交流、親善試合 (4)各種少年公式試合への参加出場 (5)前条の目的を達成するために有効と思われる事業 (6)会員が主体性をもって企画、計画する事業
第5条	本クラブの事業を思想、宗教、政治などの影響によって運営したり、または、妨害することは如何なる事由からも許されない。
第3章	会員の資格と構成
第6条	本クラブは原則として羽村市の小学生および中学生とする。但し、クラブが通常トレーニングを行うグランドへの交通等に支障がなく、部長が加入を認めた者とする。
第7条	本クラブは第6条に該当する会員を正会員とし、正会員(役員会が認めた場合はOBを含む)の父母を副会員とする。
第4章	入会および退会
第8条	第6条に該当する者はクラブの定める手続きをもって加入する。但し、入会時期は原則、3月および9月の年2回とする。
第9条	入会の申し込みは部長に行い、部長は必要に応じ、監督および役員に諮って入会の可否を決定する。
第10条	入会を認められた者は、すみやかに会費を納入し、監督、コーチの指示に従って練習等の事業に参加し、会員としてのマナーをよく守って行動する。また、その会員の父母は父母会に自動的に加入する。
第11条	退会は原則として自由であるが、書面をもって部長に通知する。
第12条	退会の場合、既に納入した会費は特別な事情がない限り返金しない。
第13条	入、退会に関する事務手続は1ヶ月を単位とする。
第5章	事故の処理と保険
第14条	本クラブの正会員及び役員会が認めた副会員は、クラブが団体契約する保険会社のスポーツ保険に加入する。
第15条	クラブ活動中に不測の事故が発生し、会員が怪我などをした時、その怪我の内容の如何を問わず現場でなし得る応急処置、手当は行うが、それ以降の手当は専門医療機関に委任する。会員が傷害事故を受けあるいは起こした場合の保証は、本クラブが契約している保険会社の保証の範囲内とする。本クラブ及び個人では保証しない。
第16条	クラブの移動に自家用自動車を利用し、交通事故を受けあるいは起こした場合の保証は、利用した自動車の保険の保証範囲内とする。本クラブ及び個人では保証しない。
第6章	役員と監督と主将
第17条	本クラブに次の役員を置き第2章のすみやかな実行を助ける。 (1)部長(会務を統括) 副会員 1名 (2)副部長(部長を補佐する) 副会員 若干名